

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 30 日

株式会社国際協力銀行

監 査 役

..... 那 須 規 子 ⑩ .....

監 査 役

..... 土 屋 光 章 ⑩ .....

監 査 役

..... 本 村 彩 ⑩ .....